

北海道告示第 127 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 28 年 2 月 19 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画の種類 臨港地区

2 都市計画を定めた土地の区域

(1) 追加する土地の区域

小樽市銭函 5 丁目の一部

石狩市新港中央 1 丁目、新港中央 4 丁目及び新港東 4 丁目の各一部

(2) 除外する土地の区域

小樽市銭函 5 丁目の一部

石狩市新港東 4 丁目の一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)